

仙台市農業委員会第 53 回総会議事録

I. 開催日時 令和 4 年 9 月 29 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. あっせん会の報告
5. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
6. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
 - (6) 売渡あっせん希望農地一覧表
 - (7) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
 - (8) 令和 5 年度農作業標準料金策定について
 - (9) 令和 4 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について
 - (10) 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について（報告）
 - (11) 仙台市農業委員会主催研修会の変更について（10 月 28 日）
 - (12) 農地法の下限面積要件の廃止に伴い求められる措置に係る意見照会について
7. その他
 - (1) 会長等報告
 - (2) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	木田 利久	事務課長	山本 幸子
振興係長	八木 正志	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主査	内海 敏子		

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後 1 時 30 分)
司会：振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 53 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名	
議 長	議事録署名委員については、16 番鈴木通委員、17 番高橋勝彦委員を指名いたします。
議 長	議案に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。
嶺岸若夫委員 (あっせん事業 運営委員会委員 長)	9 月 7 日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1 件のあっせんがありました。泉区根白石の農地で、売渡申出人は代理人として所有者の子が、買受申出人は本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から菅野則義委員と農地利用最適化推進委員から奥山壽推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第 3 条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。 以上で、あっせん会の結果報告を終わります。
議 長	議案に入ります。 (午後 1 時 36 分) 第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、9 月

21日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。第1号議案について、最初に赤間敬第二調査委員会委員長から説明願います。併せて番号13番については、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を9月21日に実施いたしました。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、13番熊坂茂彦推進委員、26番早坂賢一推進委員、28番戸ヶ瀬健治推進委員が出席しました。今回の申請は、贈与による農業承継が2件、贈与による耕作利便が1件、売買による規模拡大が3件、賃貸借による規模拡大が5件、地役権による設備保全が2件の合計13件です。番号1番から4番までの報告は17番高橋勝彦委員、番号5番から8番までの報告は12番齋藤清太委員、番号9番から11番までの報告は14番佐藤とみ委員、番号12番と13番の報告は16番鈴木通委員です。

（17番高橋勝彦委員報告）

番号1番は、贈与により農業承継を図るものです。農地を、後継者に生前一括贈与するものです。申請人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で41aの農地を耕作しています。9月12日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で112aの農地を耕作しています。9月12日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵

触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、地役権を設定するものです。譲受人は、別の農地以外の場所で太陽光発電事業施設を設置しており、その送電用ケーブルを埋設するために、地役権を設定するものです。送電用ケーブルを埋設する深さは地下0.8mから1.1mであることから、本件の権利設定により、申請地を農地として利用するにあたり支障が生じることはないと考えられます。農地法第3条第2項ただし書きのうち、民法269条の2第1項に規定する権利（区分地上権）と内容を同じくするその他の権利の設定であり、不許可事由に対する例外に該当するものです。なお、設定期間は令和23年3月31日までとなっております。9月12日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、地役権を設定するものです。譲受人は、別の農地以外の場所で太陽光発電事業施設を設置しており、その送電用ケーブルを架線するために、地役権を設定するものです。送電用ケーブルを架線する高さは上空6mから9.5mであることから、本件の権利設定により、申請地を農地として利用するにあたり支障が生じることはないと考えられます。農地法第3条第2項ただし書きのうち、民法269条の2第1項に規定する権利（区分地上権）と内容を同じくするその他の権利の設定であり、不許可事由に対する例外に該当するものです。なお、設定期間は令和23年3月31日までとなっております。9月12日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、許可相当と調査いたしました。

（12番齋藤清太委員報告）

番号5番から8番までは、譲受人が同一であるため、一括して報告します。いずれも賃貸借により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、家族2人で64aの農地を耕作しています。ブルーベリー1000本を育苗しており、62aに仮植（移植）を経て、生育後に面積を拡張し樹間3mで定植（移植）する計画でしたが、今般、仮植を経ずに3m間隔で定植するために面積を拡張するものです。定植は4月の予定ですが、排水渠を掘る等の工事を要するため、今回の申請となっております。また、番号5番と7番については、報告4で農地法第18条第6項の通知が出ております。なお、9月12日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(14 番佐藤とみ委員報告)

番号 9 番は、贈与により農業承継を図るものです。世帯内で親から子へ持分を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 3 人で、39 a の農地を耕作しています。9 月 12 日に戸ヶ瀬健治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 10 番と 11 番は、譲受人が同一であるため、一括して報告します。番号 10 番は売買により、番号 11 番は賃貸借により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、田植機 1 台を所有し、稲刈りは別世帯の親族所有の機械を利用し、家族 2 人で 24 a の農地を耕作しています。番号 10 番は 9 月 12 日に戸ヶ瀬健治農地利用最適化推進委員が、番号 11 番は 9 月 13 日に今野勇一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(16 番鈴木通委員報告)

番号 12 番は、贈与により耕作利便を図るものです。筆界未定の土地でしたが境界確定をしたところ、畦畔の位置と筆界が異なっていたことが判明したため現状に合わせて分筆し、所有権を移転するものです。譲受人は現在、耕うん機 1 台を所有し、田植と稲刈については作業委託により、家族 3 人で 94 a の農地を耕作しています。9 月 12 日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

赤間敬第二調査委員会委員長

番号 13 番については、市内に初めて農地を取得することから聞き取り調査を実施しましたので、調査の結果を 16 番鈴木通委員から報告します。

鈴木通委員
(16 番)

番号 13 番は、売買により規模拡大を図るものです。面積が大きく、市内に初めて農地を取得するため、聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、トラクター 3 台、田植機 2 台、収穫機 1 台を所有し、家族 3 人で 783 a の農地を涌谷町で耕作しています。通作時間は 1 時間位です。周辺の農地に影響のないところで完全無農薬栽培をする計画であり、当該農地が適していることから売買により取

得して耕作していくものです。面積が増えた場合は法人化も考えています。9月13日に早坂久農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

菊地郁夫委員
(9番)

番号3番と4番の地役権について、全体の面積のうち一部の面積の申請となっていますが、どういうことですか。

事務局

電線が通る部分の幅と長さで、必要な面積として申請されたものです。

議 長

他にご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。
よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可と決定いたします。

(午後1時48分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査委員会を9月21日に実施い

たしました。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、宅地に転用するものが1件です。調査の結果報告は、私（3番赤間敬委員）からします。

番号1番は、宅地に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田201㎡を転用し、既存の宅地を含めて拡張し整理するものです。宅地を含む事業面積668.1㎡に、住宅（1棟）72.87㎡、庭・通路等に595.23㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は事業地を既存のまま利用するため費用がかからないことを確認しております。また、宅地の敷地拡張に伴い、分家住宅から農家住宅に変更する開発許可手続きを申請しております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可することに決定します。

（午後1時51分）

議長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。併せて番号1番については、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査委員会を9月21日に実施いたしました。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、造園資材置場に転用するものが1件、携帯基地局解体作業用地に一時転用するものが2件、待避所に一時転用するものが1件、農業用施設に転用するものが1件の合計5件です。番号1番の報告は10番熊谷幸夫委員、番号2番から4番までの報告は11番郷古雅春委員、番号5番の報告は5番大里重市委員です。

赤間敬第二調査委員会委員長

番号1番については、転用面積が大きいことから聞き取り調査を実施しましたので、調査の結果を10番熊谷幸夫委員から報告します。

熊谷幸夫委員
(10番)

番号1番は、造園資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は造園土木業者が田5,036㎡を転用し、造園資材置場に2,750.73㎡、駐車場（作業車両11台・普通車5台）に264.5㎡、通路・法面等に2,020.77㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、許可を得ないで現地の一部を資材置場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。なお、令和4年8月29日付で杜の都の風土を守る土地利用調整条例の協定が締結されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

調査報告（机上配布）

（11番郷古雅春委員報告）

番号2番と3番は関連がありますので一括して報告します。携帯基地局解体作業用地に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり土地改良事業施行区域内です。申請は、建設業者が田4筆3,516㎡のうち376.13㎡を一時転用し、携帯基地局敷地の転用分を含む事業面積548.13㎡を携帯基地局解体作業用地に292.50㎡、その他作業スペースに255.63㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金

計画は全額自己資金であり、残高証明書の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、農用地であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について「農振整備計画の達成に支障がない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。一時転用の期間は、令和4年10月31日までです。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、車の待避所に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、電気事業者が畑1,018㎡のうち55.95㎡を一時転用し、申請地の奥にある工事現場へ行き来するため、狭隘道路の車両の待避所に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。一時転用の期間は、令和7年9月28日までです。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(5番大里重市委員報告)

番号5番は農業用施設に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑836㎡を転用し、農業用倉庫(1棟)に96㎡、通路等に740㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、許可を得ないで現地に農業用倉庫を建てて利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可することに決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時58分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり5件の届出がありました。転用目的の内容は、共同住宅への転用が4件、宅地への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり17件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が4件、一般住宅・宅地・宅地造成への転用が3件ずつ、分譲宅地・資材置場・道路・共同住宅への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページから7ページに記載のとおり10件の届出がありました。すべて相続による権利取得になっており、事務局長専決により全件受理しております。(4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、8ページに記載のとおり11件ありました。(5) 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、1件ありました。次に(6)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせん会で成立したものが1件ありましたので、一覧表を別紙のとおり修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしく願いいたします。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようです。次に、第3回企画検討チーム会議から報告します。</p> <p>(7)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を加藤企画検討チーム長から報告願います。</p>

加藤企画検討チーム長	— 説明 — (7)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」
事務局農地係	— 説明 — 指針（案）の詳細について説明
議 長	報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。
菊地郁夫委員 (9番)	基本方針の中に「組田の解消を進めていく」とありますが、換地が終わり、今後組田の解消は売買で解消するしかなく、難しいのではないですか。農地中間管理事業等を利用し、交換耕作をしながら、どのようにして農地を効率的に利用していくかという方向にしたほうがいいのではないですか。
高橋勝彦委員 (17番)	私はここに書かれている「組田の解消」とは、耕作権を整理するという意味で書かれていると思います。
事務局	組田の中で耕作権を一人にするという内容で「組田の解消」という言葉を使っていました。誤解を生みますので、今後事務局で文言を整理します。
郷古雅春委員 (11番)	大規模なほ場整備で換地により組田になったものの一番の問題として、自分のところを耕作したいとなった時、換地畦畔といつてうなぎの寝床のような田んぼを作られてしまうことがあります。これだと効率的な利用につながらないので、利用権設定などにより1枚の田んぼとして調整していただく必要があります。換地後に発生した組田の解消となると所有権の移転という方向に読んでしまうかもしれないので、所有権移転だけではないということがわかるような表現にしたほうがいいと思います。
議 長	組田で生産が上手くやれるように貸し借りをしなければなりません、法律による正式なものではなく約定書としているものも多いです。農地中間管理機構への預け入れを進めていくため、農業委員会も入って地域みんなで話し合いながら解消していきましょうということだと思います。他にご質問等はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問等がないようです。次に、(8)「令和5年度農作業標準料金策定について」を加藤企画検討チーム長から報告願います。
加藤企画検討チーム長	— 説明 — (8)「令和5年度農作業標準料金策定について」
議 長	報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。

高橋勝彦委員 (17番)	追加した直播は、作業条件をどのようにするのかを検討してほしいです。乾田直播は①播種前にバーチカルをかける②播種③播種後にローラーをかける3つの工程があります。今回の調査は、湛水直播は代掻きしたところに播くだけ、乾田直播は整地したところに播くだけとしていますが、もっと全体工程を含めてそれぞれの金額がわかるよう、分けてアンケートをして欲しいです。
事務局	今回の作業条件は他の農業委員会を参考にして案を作りました。高橋委員に聞き取りをしながら調査票の修正を検討します。なお、調査はしますが、来年度にすぐ反映するのではなく、どのくらいの人が実施しているか、金額はいくらか、どのような作業工程なのか等を把握し、取扱い方法を検討します。
高橋勝彦委員 (17番)	六郷ではグループである程度の価格を決めていますが、他は様々な金額だと思います。今年度の調査結果だけでなく、県内などの金額の状況も調べてもらって、時間をかけて検討をお願いします。直播は増えていくと思います。
事務局	確認や調整を行います。
議 長	受託者アンケートは受託する人だけが記入するのですか。
事務局	アンケートには様式を一式入れますが、回答するのは受託者のみで、委託者が回答するものではありません。
議 長	他にご質問等はございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	質問等がないようです。次に(9)「令和4年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について」は事務局から、(10)「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について(報告)」は私から、(11)「仙台市農業委員会主催研修会の変更について(10月28日)」と(12)「農地法の下限面積要件の廃止に伴い求められる措置に係る意見照会について」は事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局農地係長	— 説明 —(9)「令和4年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について」
会 長	— 説明 —(10)「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について(報告)」
事務局振興係	— 説明 —(11) 仙台市農業委員会主催研修会の変更について(10月28日)

農地係長	— 説明 —(12)農地法の下限面積要件の廃止に伴い求められる措置に係る意見照会について
議 長	(9)「令和4年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について」から(12)「農地法の下限面積要件の廃止に伴い求められる措置に係る意見照会について」、ご質問等はありませんか。
郷古雅春委員 (11番)	全国的に下限面積を大幅に既に引き下げているところがあります。引き下げているところの審査情報(基準)があれば聞いてみてはどうでしょうか。
事務局	大きく引き下げている自治体でどういう審査をしていたかの情報はありませんので調べます。引き続き全面積を耕作することや従事日数の要件は残ります。国から許可基準が示され次第、対応を考えていきたいです。現時点で何か追記修正があれば意見ををお願いします。
鈴木通委員 (16番)	家庭菜園程度の規模で耕運機を持っている人は、今後許可になるのですか。
佐々木均会長 (1番)	北海道はどのようなのですか。また、農家住宅はどうなるのでしょうか。
事務局	下限面積撤廃なので、北海道も2haの要件はなくなります。 都市計画の規定で、農家住宅の要件は耕作面積が1,000㎡のため、900㎡だと建てられません。 下限面積の撤廃は農地法の改正で決まっている事なので、反対と言う意見ではなく、家庭菜園のような規模の取扱い等、撤廃された時に懸念されることについてのご意見ををお願いします。
議 長	他にご質問等はありませんか。 質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。 以上で報告事項を終了いたします。 <p style="text-align: right;">(午後3時03分)</p>
議 長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長等報告を私(佐々木均会長)と嶺岸会長職務代理者から報告します。 資料7をご覧ください。
会 長 会長職務代理者	(会長等報告)

議 長	続きますして、(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局 (ア)農地係長、 (イ)～(ウ) 振興係	(2)事務局からの連絡事項について 2分 (ア)調査委員会・総会における時短開催の終了について 資料なし (イ)10月～11月の予定表 (ウ)他市町村農業委員会だより等(千葉市、盛岡市)
議 長	ご意見、ご質問等はございますか。 (意見なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会：振興係長	閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者から願います。
嶺岸会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第53回総会を閉会します。 閉 会 (午後3時10分)